

保育園における時間外保育料について

1. 時間外保育の定義

平成27年4月1日施行の子ども・子育て支援法における支給認定では、保護者の就労等の状況により次の2つのいずれかの区分で認定を受けることになります。

①保育標準時間認定…最大11時間の保育所等の利用が可能

⇒「印西市立保育園の管理及び運営に関する規則」では、午前7時から午後6時までと規定。

②保育短時間認定 …最大8時間の保育所等の利用が可能

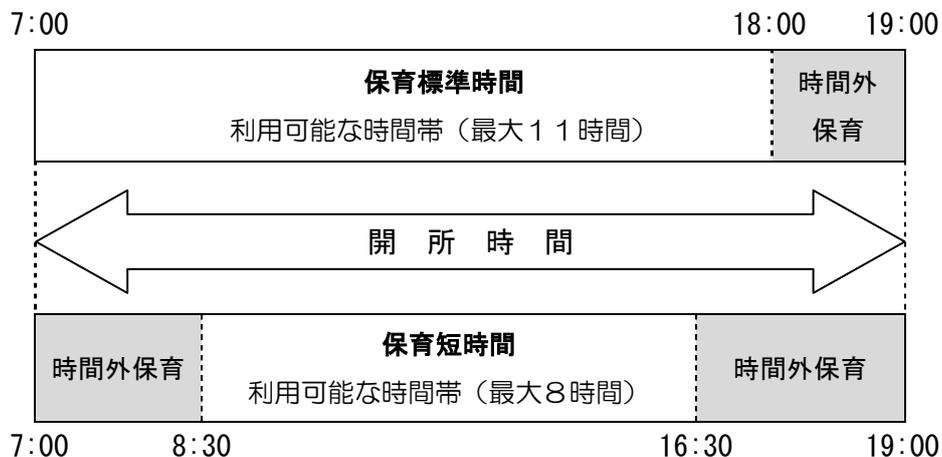
⇒「印西市立保育園の管理及び運営に関する規則」では、午前8時30分から午後4時30分までと規定。



開所時間のうち、①・②の時間帯以外の部分については、認定された保育時間以外の保育所等の利用となり、「時間外保育」として取扱います。

⇒「印西市立保育園の管理及び運営に関する規則」第3条第1項第2号において、時間外保育について規定している。

【イメージ図（公立保育園の場合）】



【資料1】

2. 時間外保育の実施状況と時間外保育料

(1) 公立保育園

保護者からの時間外保育の利用申込みに基づき、前述のイメージ図における時間外保育を実施している。現時点において、時間外保育料は一切徴収していない。

(2) 私立保育園

全私立保育園において、保護者の希望に応じて、時間外保育を実施している。

なお、私立保育園は、開園時間が午前7時から午後8時となっており、公立保育園における時間外保育時間帯と同時間帯での時間外保育に対しては、時間外保育料は徴収していないが、午後7時から午後8時の間については、各園で設定した時間外保育料を徴収している。

3. 時間外保育料に関する法律・国資料での記述

(1) 子ども・子育て支援法 第59条第1項第2号（抜粋）

当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

(2) 子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK（平成26年9月改訂版）

Q：施設が定めた通常保育の時間帯を超えて、子どもを預けることはできるのでしょうか。

また、その時間を超えた場合、保育料はどのようになるのでしょうか。

A：施設が定めた通常保育時間を超え、延長保育をご利用いただくことができます。（利用している施設が延長保育事業を実施している場合）。その場合、延長保育料を負担していただく必要があります。（例：7時30分～18時30分までの11時間で設定している施設で、子どもを8時～19時まで預ける場合、18：30～19：00は延長保育となります。）

(3) 自治体向けFAQ【第9版】（平成27年6月17日）

Q：延長保育の利用料の取扱いはどうなりますか。国から基準が示されますか。

それとも、市町村や各園で自由に決めてよいのでしょうか。

A：延長保育事業の詳細について、現在検討中ですが、基本的には現行の延長保育事業の考え方を引き続き踏襲していくことを想定しており、利用料の取り扱いについても現行と同様に各市町村又は施設・事業所において定めることになります。

上記（1）～（3）から、時間外保育料については次のとおり解されます。

① 時間外保育料は、時間外保育を利用する保護者に負担してもらうべきである。

② 時間外保育料の料金設定は、市町村または施設に委ねられている。

【資料1】

4. 県内他市における時間外保育料の取扱い

市名	月額規定	日額規定	低階層の減額	多子軽減
成田市	30分あたり 1,000円	なし	有	なし
佐倉市	30分あたり 500円	なし	なし	なし
四街道市	1時間あたり 500円・1,000円・1,500円 (保育料階層による)	なし	有	第2子 半額 第3子 0円
八街市	30分あたり 600円	なし	有	第2子 半額 第3子 0円
白井市	18:00～19:00 1,500円	30分あたり 50円	なし	第2子 半額 第3子 0円
富里市	30分あたり 1,000円	30分あたり 100円	なし	なし
松戸市	1時間あたり 1,500円	なし	有	有
柏市	なし	07:00～08:30 100円 16:30～18:00 100円 18:00～19:00 100円	有	なし
野田市	1時間あたり 1,500円	1時間あたり 150円	有	第2子 半額 第3子 0円
我孫子市	1時間あたり 3,000円	1時間あたり 300円	有	なし
流山市	なし	1時間あたり 100円	有	なし
八千代市	1時間あたり 3,000円	30分あたり 200円	なし	なし
鎌ヶ谷市	なし	30分あたり 50円	有	なし
浦安市	なし	30分あたり 50円 ※例外時間帯あり ・07:00～07:30 100円 ・18:30～19:00 100円 ・19:00～20:00 200円	有	有
船橋市	徴収しない			
市川市				
習志野市				

【他市の状況の分析】

- ①金額の設定については、各市それぞれである。
- ②減免規定（低階層の減額・多子軽減）についても各市それぞれである。
- ③時間外保育料を徴収していない市については、時間外保育に係る人件費等に対する補助を私立保育園に交付しているところもある。

【資料1】

5. 市内認可保育園の時間外保育料の有料化に対する意向

平成27年7月に市内の公立・私立認可保育園に対して、時間外保育料の有料化に関するアンケートを実施した。回答概要は下記のとおり。

(1) 有料化の是非

回答園16園中15園が「有料化すべき」と回答した。

【主な理由】

①受益者負担の観点

新制度における支給認定により、保育利用可能時間が明確になったことから、利用可能時間外については保護者に負担を求めるべきである。

②保育士への負担の緩和

有料化により、保護者が必要以上に時間外保育を利用することがなくなり、保育士の負担が軽減される。

③人件費等の観点

時間外保育のために保育士を雇用しなければならず、人件費がかかる。

④保護者のモラルの観点

有料化しないと保育時間が守られない。

⑤子どもへの配慮の観点

長時間預かることは、子どもにとって本当の「子どもの利益」につながらないため。

(2) 料金体系

保育標準時間認定と保育短時間認定での料金体系については、双方とも日額設定すべきという意見が多かった。

【回答集計結果】

保育標準時間 認定の場合	①月額料金（1日の利用時間単位で料金設定）	3
	②月額料金（1日の利用時間に関係なく料金設定）	3
	③1日単位または1日の利用時間単位での日額料金（上限なし）	4
	④1日単位または1日の利用時間単位での日額料金（月額の上限を設定）	5
	⑤その他	1
保育短時間 認定の場合	①月額料金（1日の利用時間単位で料金設定）	3
	②月額料金（1日の利用時間に関係なく料金設定）	1
	③1日単位または1日の利用時間単位での日額料金（上限なし）	9
	④1日単位または1日の利用時間単位での日額料金（月額の上限を設定）	3
	⑤その他	0

【資料1】

(3) 料金単価

月額では、30分当たり1,000円～2,000円、日額では、30分当たり100円という意見が多かった。

月20日程度の利用とした場合、月の負担額は2,000円～4,000円程度となる。

①月額 (30分あたり)	1000円	3
	1500円	3
	2000円	2
	3000円(乳児の場合)、幼児2000円	1
	保育料の1割	1
②日額 (30分あたり)	50円～100円	1
	100円	6
	0歳:300 1・2歳:250 3歳以上児:150	1
	乳児:300円、幼児:200円	1
	300円	1
	300円～500円	1
	500円	1

(4) 減免規定

多子軽減や保育料が低階層の者に対する減免については、「必要である」「必要ない」の回答が同数となった。

①必要である	8
②必要ない	8

【主な理由】

①必要である

- ・生活保護世帯への配慮は必要。
- ・少子化対策のためにも多子軽減は必要。
- ・保育園保育料と同様にする方が理解を得られやすい。

②必要ない

- ・多子の方は、保育園保育料で優遇されているので、時間外保育料まで優遇する必要はない。
- ・利用する児童数により、人件費等の経費が変わるため、軽減の必要はない。
- ・時間外保育なので、保育園保育料とは別に考える。

6. 時間外保育料有料化に関する市の意向

「有料化の是非」及び「料金体系」についての市の意向は下記のとおり。

	項目	市の意向
①	有料化の是非	平成28年度より有料化
②	料金体系	利用時間に応じた日額負担 (月額の上限設定は行わず、利用実績に応じて負担)

【理由等】

これまでの記述も踏まえ、下記の理由等により上記の意向とした。

①有料化の是非

受益者負担の原則に基づき、有料化すべきと判断した。

②料金体系

公平性の観点から受益に応じた負担（日額設定）にすべきと判断した。

(月額設定では、利用する日数に関わらず同額になってしまうため。)

【資料1】

【参考】児童1人あたりの時間外保育に係る経費試算

	区分	金額	備考
①	30分あたりの児童1人あたりの人件費	184	18:00～19:00の金額
②	1時間あたりの児童1人あたりの人件費	368	①×2
③	1ヶ月あたりの児童1人あたりの人件費	7,458	②×243日/12ヶ月
④	1ヶ月あたりの児童1人あたりの光熱水費	44	電気代等の平成26年度実績値を基に算出
⑤	1ヶ月あたりの児童1人あたりの費用	7,502	③+④
⑥	保育料国基準額	620,073,520	平成26年度実績
⑦	市保育料調定額	400,479,270	平成26年度実績
⑧	按分率(国基準額からの割落し率)	0.646	⑦/⑥
⑨	児童1人あたりの負担額月額	4,845	⑤×⑧
⑩	児童1人あたりの1時間あたり負担額	239	⑨*12ヶ月/243日
⑪	児童1人あたりの30分あたり負担額	120	⑩/2

[試算条件]

公立保育園における平成27年6月及び7月の時間外保育（18：00～19：00）の利用実績及び職員の勤務状況を基に試算した。

《使用数値等》

(1) 公立保育園7園の児童の時間外保育利用実績

①平成27年6月 18：00～18：30…のべ3,599人

18：31～19：00…のべ1,746人

②平成27年7月 18：00～18：30…のべ3,464人

18：31～19：00…のべ1,674人

(2) 人件費

当該時間に勤務する職員数に時間単価を乗じて算出。

※雇用形態（正規職員・任期付・非常勤）により単価を設定

(3) 光熱水費

電気代・水道代・ガス代・下水道代の平成26年度実績値を基に試算。

(4) 開園日数

平成27年度の平日の開園日数として243日を使用。

【参考】保育園保育料における減免規定

(1) 多子軽減

兄弟・姉妹が幼稚園や保育園等に在園している場合、第2子は半額、第3子は0円となる。

※上の子が小学生以上の場合は、カウントしない。

(2) 低所得者等に対する軽減

①保育料徴収基準額表の第1階層該当者（生活保護費受給者等）

⇒保育料は0円となる。

②保育料徴収基準額表の第2階層該当者（市民税所得割額・均等割額非課税）

のうち、母子・父子家庭または在宅障害児（者）のいる世帯

⇒保育料は0円となる。

③保育料徴収基準額表の第3階層該当者（市民税均等割額非課税）及び第4階

層該当者（市民税所得割額が48,600円未満）のうち、母子・父子家庭または在宅障害児（者）のいる世帯

⇒規定の保育料から1,000円控除される。